

VI 校内諸規定

1, 体育館（講堂）使用規定

(1) 一般注意事項

- ① 生徒の出入りは、正面玄関及び格技場側通路を使用すること。
- ② 入館は体育館履きに履き替えること。
- ③ 指示された者以外はステージ、放送室、ギャラリーに上がったり、配電盤や水銀灯のスイッチに手を触れたりしないこと。
- ④ 天気がよいときは、窓を開けて使用すること。
- ⑤ 清掃は清掃時間に行うが、その後使用した場合は再度行うこと。
- ⑥ ボール等が外に出た場合は、必ず下履きに履き替えて出ること。
- ⑦ 休み時間、昼休み、放課後の使用立ち入りは、許可を受けること。
- ⑧ 館内での飲食、火気の使用をしないこと。
- ⑨ 館内の更衣室、トイレ、流しはきれいに使用すること。
- ⑩ 壁にボール等をぶつけないこと。
- ⑪ 備品、施設の破損は学校に連絡し、管理者の指示を受けること。

(2) 施設、備品等の取り扱いについて

- ① 床を保護するため、用具の運搬は十分注意し、引きずったり、投げたりしないこと。
- ② 施設等は担当教諭が安全を確認すること。
- ③ バasketボールのバックボードの巻き上げ（下げ）の作業及び幕類の開閉は指導教師のもとで行うこと。
- ④ 防球ネット、幕類は踏んだり、引っ張ったりしないこと。
- ⑤ 体育用具は屋外で使用する物とはっきり区別すること。
- ⑥ 使用后、備品、用具等の点検は必ず行うこと。

(3) 教育活動に関する事項

- ① 保健体育授業の時は、体育科の使用計画に従う。他教科の授業で使用するときは、体育を優先し、体育科に連絡すること。
- ② 体育館を使用する優先順位は次のように定める。
1, 学校行事 2, 体育授業 3, 特別活動 4, その他
- ③ 学級活動、レクレーションに使用するとき、特別活動指導部で計画を別に定めること。
- ④ 部活動の使用割り当ては、担当者が協議して決めること。（休暇中も）

(4) その他

- ① 対外試合（公式戦、練習試合）等で使用するとき、学校長の許可を得ること。
- ② 部外者の使用は所定の手続きをとること。
- ③ 災害発生等で避難場所として使用するとき、学校長の判断で決定すること。
- ④ 鍵は指導者が開き保管すること。使用後は館内を確認してから閉めること。

2, プール使用規定

- (1) プールの使用は、本校生徒の使用を原則とする。
- (2) プールの使用期間は、原則として6月5日から9月15日まで（開栓日）とする。
- (3) プールの使用においては、プール管理責任者（校長）に届け、施設管理責任者（体育科主任）に許可を求め、その指示に従う。
- (4) 水温が23℃を下回るとき、強風の時、気温と水温の差が5℃以上ある時は使用を中止することを原則とする。
- (5) 指導者は2名以上を必要とし、1名以上は必ず水着に着替えること。ただし、水泳部に関しては当分の間1名でよい。しかし、会議等で指導者が不在の場合は活動は行わない。
- (6) プール使用上の諸注意（以下①～⑪）を守ること。

- ① 決められた教室で更衣すること。
- ② 紺色の水着を着用し、水泳帽をかぶること。
- ③ トイレを済ませておくこと。
- ④ 清潔に注意し、足洗い、シャワー、腰洗いの順に全身を洗ってから入る。
- ⑤ 泳ぐ前に健康状態を再確認し、プールに入る時、出る時の人員点呼と準備運動・整理運動を十分に行うこと。
- ⑥ 使用後は責任者の指導のもとに、プールサイドと及びその周辺の清掃を行うこと。
- ⑦ プールから出た後は、頭や眼及び身体をよく洗い、うがいすること。
- ⑧ プールサイドを走らないこと。土足は禁止する。
- ⑨ 飛び込み台の使用を禁止する。
- ⑩ 機械室及びその中の機械類には手をふれないこと。
- ⑪ 危険物、飲食物を持ち込まないこと。火気は使用しないこと。

(7) 水泳の心得を守ること。

ア、事故防止のための水泳心得

- ① 脚気、心臓病、結核などの病歴のある人は、医師の診断を受けその指示に従うこと。
- ② てんかん、高血圧、貧血などの人や、心臓・肝臓の悪い人は、医師の診断を受けて、その指示に従うこと。
- ③ 目や耳の病気、伝染病、けがが治りきっていないひとは泳がないこと。
- ④ 頭痛、発熱などの身体に異常のある人、空腹・満腹時、激動後は泳がないこと。
- ⑤ 泳いでいる途中で身体に異常を感じた時は、近くの人に連絡し直ちに上がること。

イ、水泳練習上の注意

- ① 指導者の注意を確実に守り、他人に迷惑や、危険と思われる行動をしないこと。
- ② 泳ぐ前に、水中に危険な物がないかよく確かめること。
- ③ 飛び込みは指導者の指示があるときのみ許可する。
- ④ 水中では、できるだけ目を開け注意して泳ぐこと。
- ⑤ 友人をプールの縁からつきおとしたり、水中で他人の足を引っ張ったりするいたずらや、悪ふざけはしないこと。
- ⑥ 練習中、練習後の集合、整頓、点呼等はできるだけ早く確実にする。

- ⑦ 自分の泳力を過信したり，無理や油断をしないこと。
 - ⑧ おぼれかけたりしている人，身体に異常を起こしている人が困っているのを発見したら，直ちに指導者に連絡すること。
 - ⑨ 鼻汁，たん，つばなどは，オーバーフローに流すこと。
- (8) プール指導者は，使用前にプール日誌を施設責任者から受け取り，終了後に記入し，施設責任者に提出すること。
 - (9) 緊急事態の場合は，指導者一人が職員室に連絡し，学校長・養護教諭の指示に従うこと。
 - (10) 消毒を徹底し，プールの清潔に留意すること。
 - (11) プール指導中は，必ず安全確認，人員点呼を忘れないこと。
 - (12) 部活動等で練習後のプール使用は，原則として行わないこと。

3. 格技場使用規定

(1) 一般注意事項

- ① 玄関入り口で上履きを脱ぎ，裸足（靴下を脱いだ状態）で玄関フロアに上がる。上履きは，靴下を入れ玄関脇の下駄箱に入れること。
- ② 学年単位以上の利用にはフロアに敷物を用意し，その上に上履きをきちんと並べて上がること。（靴下を履いてよい）
- ③ 指示された者以外は，配電盤や水銀灯のスイッチに手を触れないこと。
- ④ 天気がよいときは，窓を開けて使用すること。
- ⑤ 清掃は清掃時間に行うが，その後使用した場合は再度行うこと。
- ⑥ 場内でのボールの使用を禁止する。
- ⑦ 休み時間，昼休み，放課後の使用立ち入りは，許可を受けること。
- ⑧ 館内での飲食，火気の使用をしないこと。
- ⑨ 館内の更衣室，トイレ，流しはきれいに使用すること。

(2) 施設、備品等の取り扱いについて

- ① 施設等は担当教師が安全を図ること。
- ② 備品，施設の破損は学校に連絡し，管理者の指示を受けること。

(3) 教育活動に関する事項

- ① 保健体育授業の時は，体育科の使用計画に従う。他教科の授業で使用するときは，体育を優先し，体育科に連絡すること。
- ② 体育館を使用する優先順位は次のように定める。
 - 1，学校行事 2，体育授業 3，特別活動 4，その他
- ③ 学級活動，レクリエーションに使用するとき，特別活動指導部で計画を別に定めること。

(4) その他

- ① 対外試合（公式戦，練習試合）等で使用するとき，学校長の許可を得ること。
- ② 部外者の使用は所定の手続きをとること。
- ③ 災害発生等で避難場所として使用するとき，学校長の判断で決定すること。
- ④ 鍵は指導者が開き保管すること。使用後は館内を確認してから閉めること。